

# 特別定額給付金(一人10万円)の申請 もうお済ですか？

特別定額給付金の申請期限は、**8月17日(月)まで(当日消印有効)**です。

申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類(本人確認書類と振込先口座の確認書類の写し)を添付し、同封の返信用封筒にてお早めに返送ください。

なお、申請書は、5月中旬に市内全世帯への郵送を完了しています。お手元に届いていない場合には、企画広報課までお問い合わせください。

※申請の済んでいる人は、お手数でも残高照会等により振り込みをご確認ください。  
(申請内容に不備が無ければ、一週間程度で指定口座へ振り込みしています。)

■ 問合せ 企画広報課 ☎23-2118

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ

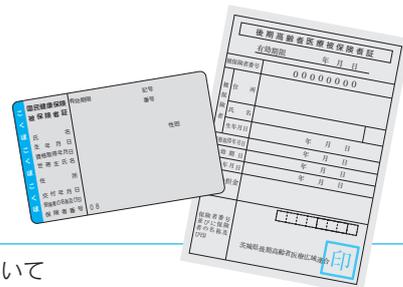
### ○保険証の更新は8月です

■ 問合せ 保険医療課 ☎23-2117

8月からお使いいただく保険証は、7月中旬以降に簡易書留でご自宅に郵送します。なお、配送期間中に受け取れなかった場合は『不在連絡票』の内容をご確認のうえ、郵便局へお問い合わせください。

新しい保険証が届きましたら、現在お使いの保険証は、8月以降にご自身で裁断し破棄してください。

※平成30年度からの国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化に伴い、「国民健康保険被保険者証」(70歳以上75歳未満の人は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」)は8月更新となりました。



### ○医療費の自己負担割合

国民健康保険	
対象となる人	自己負担割合
小学生未満の人	2割
小学生以上 70歳未満の人	3割
70歳以上 75歳未満の人	2割
	3割 (現役並み所得者※)
後期高齢者医療制度	
75歳以上の人 (65~74歳で一定の障 がいをお持ちで制度に 加入している人を含む)	1割
	3割 (現役並み所得者※)

※現役並み所得者の判定について

#### 国保の場合(世帯の70歳以上75歳未満の人)

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者がいる場合。ただし、次のいずれかの条件を満たす場合は申請により負担割合が3割から2割になります。

- ・被保険者が世帯に1人の場合、総収入額が383万円未満
- ・被保険者が世帯に2人以上の場合、総収入の合計額が520万円未満

#### 後期高齢の場合

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる場合。ただし、次のいずれかの条件を満たす場合は申請により負担割合が3割から1割になります。

- ・被保険者が世帯に1人の場合、総収入の額が383万円未満
- ・被保険者が世帯に2人以上の場合、総収入の合計額が520万円未満

**自己負担割合は、前年度の所得が確定した後に、  
毎年8月1日に見直します。**

### ○限度額適用認定証について

入院等で医療費(保険適用外は除く)が高額になりそうなときは、事前に「限度額適用認定証(住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)」を申請して交付を受けてください。保険証と一緒に医療機関に提示することで窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

ただし、70歳以上の人は所得区分によって、認定証の発行が必要ない場合がありますので、申請に関してご不明の際は保険医療課にお問い合わせください。

すでに認定証をお持ちの人も、令和2年7月31日で有効期限が満了となります。

国民健康保険の場合、8月からの認定証が必要となるときは、改めて申請が必要です。新しい保険証が届きましたら窓口で申請をお願いします。

後期高齢者医療保険の場合は、一部のを除いて自動更新となり保険証に同封して郵送します。

なお、「限度額適用認定証」を利用しなかった場合、自己負担限度額を超えた額は後日、高額療養費として支給されます(申請手続きが必要です※一部のを除く)。

認定証発行に必要なもの 保険証・印鑑

